

<一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の手続きのQ&A>

No	Q	A	備考
1	国や県の公共工事として実施される道路工事等についても4条届出が必要か？	必要です。届出義務者は事業の内容を決定する国、県、市などとなります。	
2	掘削・盛土部分を合計すると3,000m ³ を超えるが、掘削部分は3,000m ³ 以下である。4条届出が必要か？	必要です。届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000m ² 以上であれば、届出が義務付けられています。	
3	深さ50cm未満の掘削しか行わないが4条届出が必要か？	以下の(1)～(3)全てに該当する場合には届出対象外となりますが、土壤の飛散・流出を防止するための対策などが必要となります。 (1) 形質変更の区域外へ土壤搬出がない (2) 形質変更に伴い、周辺への土壤の飛散・流出が生じない (3) 形質変更が深さ50cm未満 従って、「深さ50cm未満の掘削」だけでは届出不要とはなりませんのでご注意ください。届出対象外の判断については問い合わせ窓口にご相談下さい。	
4	一旦掘削するが、最後には当初と同じ形状に戻すのに4条届出が必要か？	必要です。掘削及び埋め戻しも、土地の形質の変更に該当し、土地の形質の変更による、基準不適合土壤の飛散、基準不適合土壤が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクの有無を判断するために事前の届出が必要とされています。	
5	表面の地ならしでも4条届出は必要か？	3の(1)～(3)全てに該当しない限りは必要です。地ならしは土地の形質の変更のうち、掘削に該当します。	QA No.3参照
6	一切掘削を行わず、全て盛土だが4条届出が必要か？	全て盛土であれば、仮に土地が汚染されていたとしても、汚染を拡散させるリスクがないことから、届出は不要です。	
7	一部、50cm未満の掘削があるのみで、殆どが盛土だが4条届出が必要か？	3の(1)～(3)全てに該当しない限りは必要です。1ヶ所でも、1m ³ 以下でも掘削があれば、盛土のみの形質変更には該当しないため、届出対象となります。	

8	下水道工事やガス工事などの付帯工事部分についても、4条届出が必要か？公道部分は敷地外だから届出不要では？	建屋設置のために必要な公道下の下水管への繋ぎ込み、ガス・水道の引込などは、公道掘削部分も併せて4条届出が必要です。この場合、道路部分の土地所有者の同意書(なお、市道などの場合、県市等からの占有許可書のみでは同意書とは見なされませんのでご注意下さい。)を添付して届出して下さい。	
9	解体工事(基礎の撤去)であっても4条届出が必要か？	解体による土地の形質の変更であっても4条届出が必要です。また、新築のための解体工事など、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであれば一体事業として4条の届出が必要です。	
10	舗装のし直しのために舗装(路盤材)の撤去をするが全域50cm未満の掘削である。4条届出が必要か？	3の(1)～(3)全てに該当しない限りは、土壤が露出する深さまで舗装(路盤材)の撤去を行う場合は掘削行為と見なされ、4条届出が必要です。	QA No.3参照
11	本体工事と着工時期が異なる付帯工事(例 公道部分の下水道・水道・ガス等の繋ぎ込み工事)に4条届出が必要か？	同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要しないとされ、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体(同一の施主)等を総合的に判断し、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることとされています。	
12	全体計画4,500m ² のうち、第1期工事として2,000m ² の形質変更に着手したい。第2期工事2,500m ² の着工予定は1年後である。届出は必要か？	必要です。工程表を添付の上、各工期の着手30日前までに、届出書を分けて提出してください。面積欄には「全体計画4,500m ² のうち、今回(第1期)届出分2,500m ² 」の様に記載してください。	QA No.11参照
13	太陽光発電の設置で、パネル固定用にパイプ杭を打つのみだが、4条届出の対象となるか？	パイプ杭の打込み行為は形質変更の掘削に該当します。また、置き基礎のための地ならし・コンクリート打ち、キュービクル基礎や接続配管、電力会社への引出電柱、周囲のフェンス、グランドアース、保守道路(路盤材等を盛るのみ)の設置も土地の形質の変更となりますのでご注意下さい。	
14	着工日30日前を過ぎているが、4条届出を未提出である。着工予定日に着工出来ないか？	着工日の30日前までに届出が必要ですので早急に「問い合わせ窓口」にご相談下さい。	